

- イ 公告アドレス
ロ 公告期間
ハ 告しようとする内容である情報
ニ 告すべき内容を規定した法令の条項
（登録手続）
前項第三号へに掲げる情報は、調査機関が業務規程で定める電磁的方法（法第二条第三十四条に規定する電磁的方法をいう。）により示さなければならない。
- 第四条** 法第九百四十一條の規定による登録を受けようとする者は、別紙様式第一号による申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 登録を受けようとする者が法第九百四十三条各号のいずれにも該当しないことを説明する書面
三 電子計算機及びプログラムが次条に定める方法により電子公告調査を行う機能を有することを説明する書面
四 登録を受けようとする者が電子公告調査の業務を適正に行うために必要な情報セキュリティ対策を講じてることを説明する書面
五 電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していることを説明する書面
六 登録を受けようとする者が電子公告調査の業務を適正に行うために必要な人的構成を有していることを説明する書面
七 法第九百四十四条第一項第二号の実施方法に係る次に掲げる事項を記載した書面
- イ 電子公告調査の業務の手順に関する事項
ロ 電子公告調査の業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統に関する事項
ハ 電子公告調査の業務に従事する者に対する教育及び訓練に関する事項
二 電子公告調査の業務の監査に関する事項
ホ その他電子公告調査の業務の実施方法に関し必要な事項
- 4 3 法第九百四十二条第二項の手数料は、第一項の申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。
前項の規定は、法第九百四十五条第一項の登録の更新について準用する。
- 第五条** 法第九百四十六条第二項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 1 次に掲げる作業を電子計算機に自動的に行わせること。
イ 電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中、六時間に一回以上の頻度で、次項に定めるところにより情報入手作業をした上、次に掲げる作業を行うこと。
(1) 公告サーバから情報を受信することができた場合には、その日時、受信情報及び情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレスを電磁的記録として記録すること。
(2) 公告サーバから情報を受信することができなかつた場合には、その旨、その日時及び情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレスを電磁的記録として記録すること。
- ロ イ（1）に規定する場合には、受信情報と公告情報とを比較して、両者が同一であるかどうかを判定した上、その判定の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。
二 前号ロの規定による判定の結果が、受信情報が公告情報と相違する旨の結果であった場合は、当該判定をした上、その判定の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。
- 三 第一号イ（2）に規定する場合又は電子計算機が次項に定めるところによる情報入手作業を自動的に行うことことができなかつた場合には、調査機関の職員が、受信情報内容と公告情報内容とが同一であるかどうかを判定した上、その判定の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。
- 同号イ及び前号に掲げる作業を行うこと。
- 四 登記アドレスと公告アドレスとが異なる場合には、公告ページが、登記アドレスを電子計算機に入力することにより当該電子計算機の映像面に表示される指示（料金の徴収又は識別符号の入力に係る指示を除く。）に従つた操作を行うことによって当該映像面に表示されるかどうかを、公告期間中任意の時期に、同一の公告アドレスについて一回以上調査した上、その調査の結果及び日時を電磁的記録として記録すること。
- 五 第二号若しくは第三号に掲げる作業を行つた場合又は前号に規定する作業を調査機関の職員が電子計算機を手動により操作して行つた場合には、当該作業を行つた調査機関の職員の氏名を電磁的記録として記録すること。
- 2 情報入手作業は、電子計算機に第三条第一項第三号イの規定により調査委託者から示された公告アドレスを入力することにより、三回（一回又は二回で情報を受け取ることができた場合にあつては、その回数にわたつてプロバイダ（二回以上にわたる場合にあつては、それぞれ異なるプロバイダ）を経由して公告サーバに対し情報を送信するように求めるこによつて行わなければならぬ。この場合において、調査機関が業務規程で定めるところにより、当該公告アドレスを変更する旨の通知がされ、かつ、当該変更後の公告アドレスが示されたときは、その時（当該調査委託者が、当該変更の予定日時をも示したときは、当該予定日時）以後の電子公告調査については、当該変更後の公告アドレスを電子計算機に入力しなければならない。
- 3 電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中、公告の中斷が生じた場合であつて、調査委託者が調査機関に対し、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、追加公告において公告し、又は告しようとする内容である情報を示したときは、その時（当該調査委託者が、追加公告の開始の予定日時をも示したときは、当該予定日時）以後の電子公告調査に関する第一

第五条第一項各号の規定により電磁的記録として記録した事項
六 第五条第四項の規定により電磁的記録として記録（当該記録をすることができなかつた場合にあつては、書面に記載）した事項
4 3 調査記録簿等への前項に掲げる事項の記載又は記録は、電子公告調査の求めごとにしなければならない。法第九百五十六条第一項の規定により調査記録簿等の引継ぎを受けた調査機関についても、同様とする。

第十四条 法第九百五十八条第二項の証明書は、別紙様式第五号によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日から施行する。

2 （電子公告に関する規則）（平成十七年法務省令第三八号）は、廃止する。

附 則 （平成一九年七月四日法務省令第三八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

（登記アドレスに関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する次に掲げるものに記載された事項（会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項その他これに相当するものに限る。）についての電子公告規則第三条及び第五条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第一項の委託者指図型投資信託約款
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の四第一項の委託者非指図型投資信託約款
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律第五十八条第二項の外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十四項に規定する資産信託流動化計画

附 則 （平成一九年一月二六日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年三月一六日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二六日法務省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。

附 則 （平成二七年二月六日法務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 （平成二七年二月六日法務省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月二八日法務省令第一四号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 （令和元年一二月一三日法務省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （令和二年一二月二七日法務省令第五七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（様式の用紙の使用に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 （令和二年一二月二七日法務省令第五七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第一号（第四条第一項関係）（平21法省令1・追加、令元法省令14・令2法省令57
・一部改正）

登録（登録の更新）申請書	年　月　日
法務大臣 殿	
申請者の住所、本店又は主たる事務所	
申請者の氏名、商号又は名称 (申請者が法人であるときは、代表者の役職及び氏名)	
会社法第941条の登録（会社法第945条第1項の登録の更新）を受けたいので下記のとおり申請します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 電子公告調査を行う事業所の所在地（主たる事業所） 2 上記1の事業所以外に電子公告調査の業務に係る事業所を有するときは、当該事業所の所在地 3 上記1及び2の事業所の所在地以外の場所に電子公告調査に必要な電子計算機を設置する施設があるときは、当該施設の所在地 4 添付書類 	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 事業所等の所在地については、地番まで記載すること。
- 3 不要の文字は、消除すること。
- 4 登録免許税及び手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書に消印せずに貼付すること。

別紙様式第二号（第九条関係）（平21法省令1・追加、令元法省令14・令2法省令57・一部改正）

事業所の所在地の変更届出書	
年　月　日	
法務大臣 殿	
住所、本店又は主たる事務所	
氏名、商号又は名称 (法人であるときは、代表者の役職及び氏名)	
電子公告調査を行う事業所の所在地を変更するので、会社法第948条の規定により、下記のとおり届け出ます。 記	
1 変更予定年月日	
2 電子公告調査を行う事業所の所在地	
変更前	
変更後	
(注) 地番まで記載すること。	
3 変更の理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 不要の文字は、消除すること。

別紙様式第三号（第十条第一項関係）（平21法省令1・追加、令元法省令14・令2法省令57
・一部改正）

業務規程（変更）届出書	
年　月　日	
法務大臣 殿	
住所、本店又は主たる事務所	
氏名、商号又は名称 (法人であるときは、代表者の役職及び氏名)	
電子公告調査の業務に関する規程を定めた（変更する）ので、会社法第949 条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 作成（変更予定）年月日	
2 変更しようとする箇所及び理由（変更の場合のみ）	
3 添付書類 業務規程 1通	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、消除すること。

別紙様式第四号（第十一條関係）（平21法省令1・追加、令元法省令14・令2法省令57・一部改正）

業務の廃止（休止）届出書	
年　月　日	
法務大臣 殿	
住所、本店又は主たる事務所	
氏名、商号又は名称 (法人であるときは、代表者の役職及び氏名)	
電子公告調査の業務を廃止（休止）するので、会社法第950条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 廃止（休止）しようとする業務の範囲	
2 廃止（休止）しようとする年月日（及び休止しようとする場合にあっては、その期間）	
3 廃止（休止）の理由	
4 添付書類 他の調査機関への調査記録簿等の引継ぎをしたことを証する書面（業務の全部の廃止の場合に限る。）	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、消除すること。

別紙様式第五号（第十四条関係）（平21法省令1・追加、令元法省令14・一部改正）

表 面

立 入 檢 査 証			第 号
写 真		職 名	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日 生
		発行日	年 月 日
		有効期限	年 月 日まで
上記の者は、会社法第958条第1項の規定に基づく検査に従事する法務省の職員であることを証明する。			法務大臣 印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A7とする。

裏 面

会社法（平成17年法律第86号）抜粋
(報告及び検査)

第958条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、調査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(虚偽届出等の罪)

第974条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第958条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第975条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

電子公告規則（平成18年法務省令第14号）抜粋

(立入検査の証明書)

第14条 法第958条第2項の証明書は、別紙様式第5号によるものとする。